



藤沢市企業立地等 支援施策のご案内



藤沢市では、指定地域における企業立地等（事業所の新增設や設備投資等）を行った企業に対して、「税制上の支援」を行っております。特にロボット分野に係る事業を行う企業に対しては、要件の緩和と優遇措置を拡大しています。

そのほか、「税制上の支援」の上乗せ制度として「雇用奨励制度」と「利子補給制度」、さらに、藤沢市が指定する重点産業を行い、オフィスビル等に進出する企業の賃料等の一部を助成する「立地促進制度」を支援メニューとして用意しており、企業の新規進出や事業拡大を積極的に支援しています。

- ◆ 税制上の支援措置
- ◆ 企業立地雇用奨励補助制度
- ◆ 企業立地促進融資利子補給制度
- ◆ 重点産業立地促進助成制度



●税制上の支援措置（工業系地域）

本市の企業立地支援策の柱となるもので、一定の条件を満たす市内投資を行った企業に対して、税制上の優遇を行う制度です。

支援を受けるための要件

指定地域	新産業の森北部地区	工業地域・工業専用地域
指定事業 (日本標準産業分類に定めるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・情報通信業 ・学術研究、専門・技術サービス業 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業
投下資本額	大企業 3億円以上 (ロボット分野に係る事業の場合は、2億円以上) 中小企業 5,000万円以上 (ロボット分野に係る事業の場合は、3,000万円以上)	
対象となる資産	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・土地、家屋、及び償却資産の取得 ・家屋及び償却資産の取得 ・償却資産の取得（中小企業のみが対象） 	

支援内容

指定地域	新産業の森北部地区	工業地域・工業専用地域
軽減内容	大企業 固定資産税・都市計画税 5年間 課税免除 ロボット分野に係る事業の場合 さらに2年間 1/2に軽減	工業地域・工業専用地域 固定資産税・都市計画税 5年間 1/2に軽減 ロボット分野に係る事業の場合 さらに2年間 3/4に軽減
	中小企業 固定資産税・都市計画税 7年間 課税免除 ロボット分野に係る事業の場合 さらに3年間 1/2に軽減	工業地域・工業専用地域 固定資産税・都市計画税 5年間 1/2に軽減 ロボット分野に係る事業の場合 さらに2年間 1/2に軽減

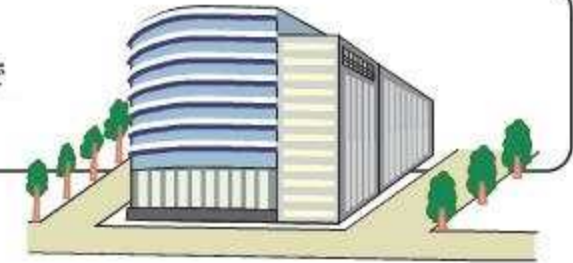
●税制上の支援措置（ホテル立地地域）

要件	多目的ホール	支援内容
客室数50室以上 平均客室面積13㎡以上	有 (床面積350㎡以上)	固定資産税・都市計画税 7年間 課税免除
客室数30室以上 平均客室面積18㎡以上		固定資産税・都市計画税 7年間 1/2に軽減
客室数45室以上		
客室数80室以上 平均客室面積13㎡以上	無	固定資産税・都市計画税 5年間 課税免除
客室数30室以上 平均客室面積18㎡以上		

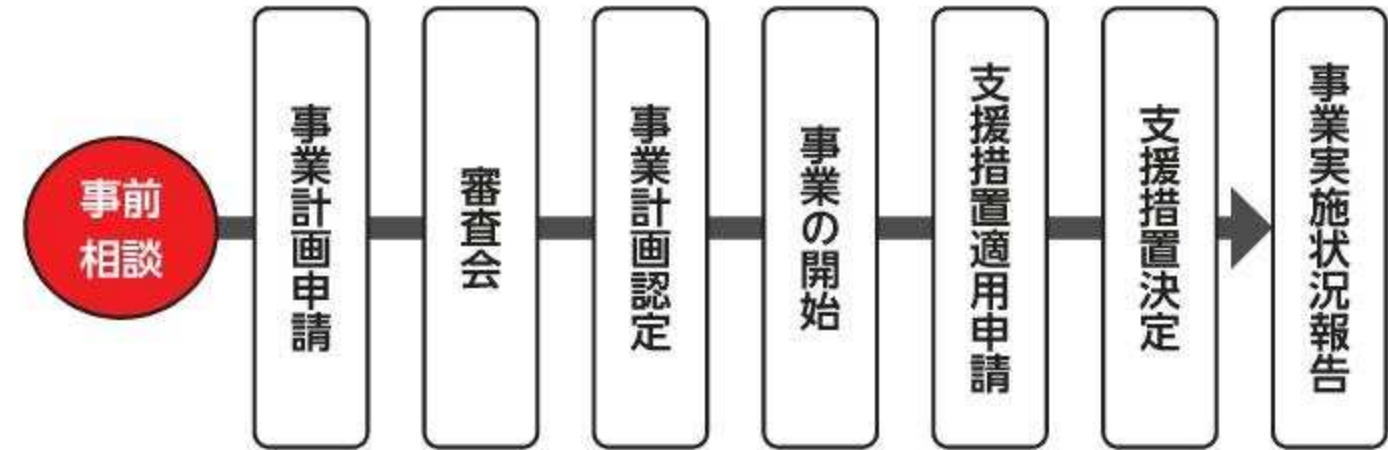
※そのほか、国際観光ホテル整備法の基準を満たすこと等の要件があります。
 ※家屋については、新築又は増築するものに限りです。

工業系地域及びホテル立地地域ともに

固定資産の取得 2030年(令和12年)3月31日まで
 指定事業の開始 固定資産の取得等から5年以内



手続きの流れ



※事業計画の申請は「契約の締結」の前日までに提出する必要があります。
 ※支援措置の適用を受けた企業は、指定事業開始から10年間の継続義務があります。
 ※納期限の到来している市税を完納していない場合や重大な法令違反があった場合など、支援措置を取り消し、又は停止する場合があります。

●税制上の支援措置上乗せ制度

① 企業立地雇用奨励補助制度

企業立地に際して藤沢市民を新規雇用した企業に対して、雇用人数等に応じて助成する制度です。

区分	人数要件	補助金額(限度額1億円)
大企業	新規雇用10人以上	正社員1人につき 1年継続雇用 100万円 2年継続雇用 50万円
中小企業	新規雇用3人以上	正社員1人につき 1年継続雇用 100万円 2年継続雇用 75万円 3年継続雇用 50万円

※償却資産の取得のみの場合は、対象となりません。
 ※操業開始日の6月前から3月後までの間に新規雇用された人で、雇用日に6月以上市内に在住している人が対象です。

② 企業立地促進融資利子補給制度

企業立地に際して「神奈川県企業立地促進融資」を受けた企業に対して、その利子相当額を5年間全額補助する制度です。

補助金交付の要件 (全てを満たす場合)	要件
	1.本市の「企業立地等事業計画」の認定を受けていること。 2.「神奈川県企業立地促進融資」を受けていること。

●重点産業立地促進助成制度

ロボット分野等指定事業を行うために、市内のオフィスビル等を賃借して事業を始める場合に、月額賃料の1/2（上限50万円）を6月（ロボット分野の場合は12月）助成する制度です。

区分	対象事業	面積要件	人数要件
新規設立企業 市外企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ロボット分野 ・デジタル関連分野 ・未病分野 ・ライフサイエンス分野 	床面積が100㎡以上 (ロボット分野に係る事業の場合は60㎡以上)	従業者が5人以上 (ロボット分野に係る事業の場合は3人以上)
市内企業	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素関連産業分野 ・成長ものづくり分野 ・コンテンツ関連事業 	床面積が100㎡以上増加する移転 (ロボット分野に係る事業の場合は60㎡以上増加)	移転に伴い、従業者が5人以上増加 (ロボット分野に係る事業の場合は3人以上増加)

※工場、倉庫及び店舗は対象となりません。

藤沢市の特徴

藤沢市は今も人口増加を続ける「成長する都市」で、湘南の元気都市にふさわしい魅力と活力に満ちた「まち」づくりを進めています。江の島、湘南海岸を有する観光都市であり、市内に4大学を有する学園都市であり、工場や商業施設が集積する産業都市である、6路線21駅を有する住みやすく、働きやすい都市です。



「キェンとするまち藤沢」
公式マスコットキャラクター
ふじキェンQ(ロボット Ver.)

交通アクセス

東京からほぼ50km、神奈川県の中南部に位置し、JR 東海道本線で東京まで約50分、横浜まで約20分の位置にあります。また、高速道路による各地へのアクセスも良好です。

さがみロボット産業特区

藤沢市は「さがみロボット産業特区」に指定されており、規制緩和に係る国との協議、ロボット開発支援、実証実験のコーディネート、立地支援等、神奈川県をサポートがあります。



藤沢市役所 経済部 産業労働課

問い合わせ先

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1
 TEL 0466-50-3530 (直通) FAX 0466-50-8419
 E-Mail: fj2-indus@city.fujisawa.lg.jp

2024年（令和6年）5月